

県庁舎 11 階アトリウムにおけるビジネス等での利用拡大について

県庁舎 11 階のアトリウムについては、令和3年9月にリニューアルし、特徴あるオープンな空間を生かして、県の事業に係る講演会や報告会などを行ってきました。

この度、アトリウムの更なる利活用を図るため、新たに、フロアの一部を、民間の会議、セミナーやコワーキングなど、ビジネス等での利用に提供し、貸し出しを行うこととしましたので、お知らせします。

記

1 利用（貸出）エリア

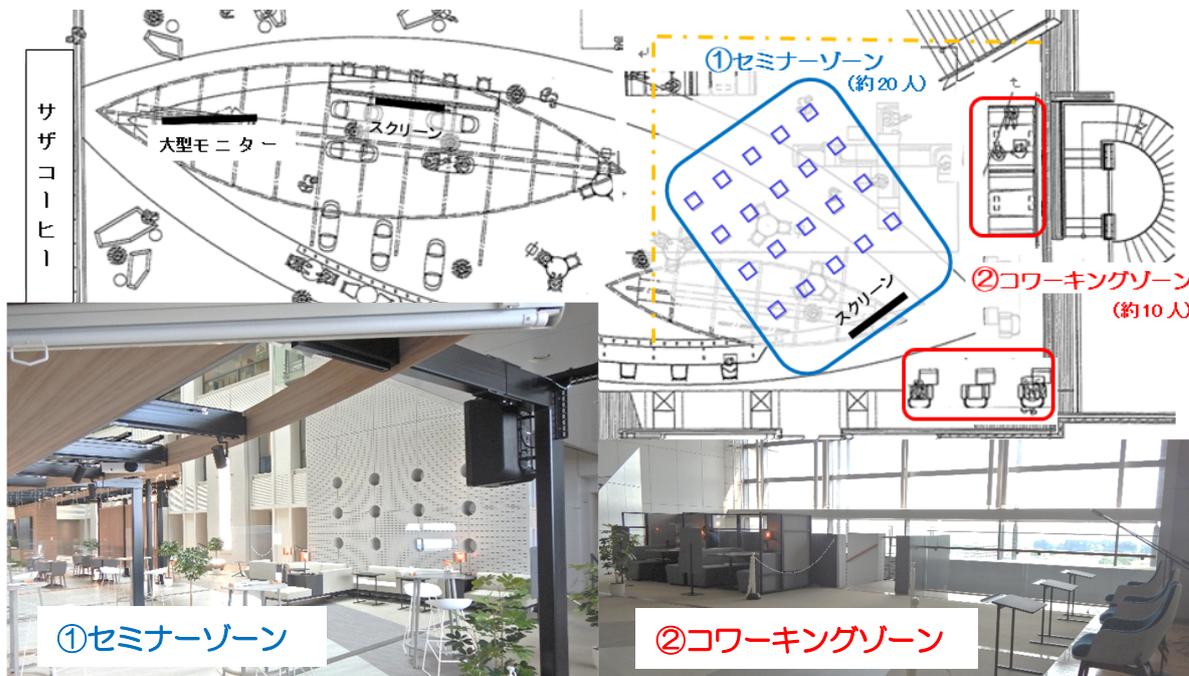
11 階アトリウムの東側に、利用目的(団体・個人)に対応した2つのエリアを設定

①セミナーゾーン（団体）

- ・20人程度まで利用可。100インチスクリーン(プロジェクター)、音響設備あり

②コワーキングゾーン（個人）

- ・ボックス席（4人掛）：2か所、個人席：3席



2 利用方法等

○利用開始：令和4年9月26日(月)から（9月16日(金)より受付開始）

○利用時間：平日9時～18時（最大21時まで利用可）

○利用料金：①セミナーゾーン：1日2,000円

②コワーキングゾーン：1日200円（1人当たり）

】 当分の間、5日間まで
無料とする。

※県庁の電子手続きを推進するため、申込受付は、「いばらき電子申請・届出サービス」のみとします。(料金支払は、インターネットバンキングまたはクレジットカード決済です。)

いばらき電子申請・届出サービス



【本件に関するお問い合わせ先】

茨城県総務部管財課 施設管理担当 山口、中澤、鈴木
電話 029-301-2387（直通）、FAX 029-301-2398
E-MAIL kanzai2@pref.ibaraki.lg.jp